

大学における図書館学教育の位置

— 現状と問題点 —

佐藤 允 昭

1 はじめに

図書館学が、大学教育に取り入れられるようになって、すでに30年以上が過ぎた。この間、図書館学関係の講義を開講する大学は、増加の一途をたどり、昭和52年の調査⁽¹⁾では、4年制大学131校、短大101校、計232校となっている。これらの大学・短大のうち、図書館学を専門とする学科や専攻を開設しているのは、慶応義塾大学⁽²⁾・図書館短期大学⁽³⁾・東洋大学⁽⁴⁾の3校である。その他の大学では、図書館学は司書課程で開講されるか、あるいは教職課程科目や一般教育科目として開講されるかのどちらかである。

現行の図書館学教育には、いくつかの問題点が指摘されている。そのなかには、大学における図書館学教育が専攻のかたちをとらず、ほとんど司書課程で占められていることに対する懸念や、開講科目や単位、担当教員の問題など教育の内容に関わるものがある。

わが国における図書館学教育の実態は、日本図書館協会が5年ごとに調査・作成する「図書館学教育担当者名簿」⁽⁵⁾によって知ることができる。

そこで、この調査結果を分析することによって、図書館学が大学教育のなかでどのように位置づけられているのか、その現状を明らかにして、図書館学教育の問題点やあり方について若干の意見を述べてみたい。

2 図書館学教育の沿革について

わが国における図書館学教育の沿革を簡単に記述する。なお、草創期の経過については、図書館ハンドブック⁽⁶⁾と武居権内氏の「日本図書館学史序説」⁽⁷⁾から、関係する事項を抽出して、問題点指摘の参考としたい。

明治36年、日本文庫協会（のちの日本図書館協会）が主催した「図書館事項講習会」が、わが国における図書館学教育のはじまりとされている。

ついで、明治41年文部省主催の「図書館事項夏期講習会」が開催された。文部省としては最初のものではあった。

大正10年、文部省によって「図書館員教習所」が開所された。これは、それまでの教育が、現職者を対象にした短期間の講習であったとは異なり、図書館員養成機関として設けられた。この図書館員教習所はその後何度か名称を変え、昭和39年「図書館短期大学」へ引き継がれた。

大正7年東京大学に図書館学講座が設けられた。この講座では、当時附属図書館長であった和田万吉博士によって、「図書館管理法要項」「我が国における書目の沿革」などが講じられた。しかし、大正12年博士が退官したのちは、後継者を得ることができず講座は消滅した。結局、図書館学は大学の正規の教育として、その根を下ろすことはできなかった。

図書館学が、大学の正規の教育として受け入れられるようになったのは、戦後になってからである。

大学における図書館学講座の設立には、わが国の図書館に関する画期的な法律ともいえるべき「図書館法」（昭和25年4月公布）と深い関連が認められる。すなわち、同法第4条は図書館の専門職員として「司書」および「司書補」を規定し、さらに第5条では、その資格についてつぎのように規定している。

司書については「1 大学又は高等専門学校を卒業した者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの 2 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの 3 3年以上司書補（国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む）として勤務した経験を有する者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの」としている。

司書補については「1 司書の資格を有する者 2 高等学校を卒業した者又は高等専門学校第3学年を修了した者で第6条の規定による司書補の講習を修了したもの」としている。

この図書館法の公布にともなって、現職の公共図書館員に必要な資格を与えるための暫定的な救済措置として「司書講習」が開催されることになった。この司書講習について第6条では「1 司書及び司書補の講習は、大学が、文部大臣の委嘱を受けて行う 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める。但し、その履修すべき単位数は、15単位を下ることができない」と規定している。

こうして、大学教育に図書館学が取り入れられるようになった。これらの大学では、司書講習の規定⁽⁶⁾にのっとり図書館員養成の教育がおこなわれ、正規の課程と講習との二本立てのまま今日に至っている。しかし、大学の目的は教育と研究にあり、このような資格付与を目的とした図書館学教育が大学でおこなわれていることに批判的意見もある。⁽⁹⁾

現行の大学における図書館学教育のあり方について、指摘されている問題点をいくつかあげてみる。

講習形態を大学のなかに持ち込んでいることについて、小倉親雄氏は「大学教育の中に職業教育的な臭いを運びこむということにもなりかねない」⁽¹⁰⁾と批判している。これは、講習と大学教育の目的は全く異質であることを指摘したものである。

カリキュラムについて、上田格氏は「大学の場合は、カリキュラムや学習方法の多様性によって、画一的でない司書が生み出せる可能性をもっていることになる。（中略）大学の図書館学教育は、何も司書講習科目にしばられる必要はない。それぞれの大学の独自性を発揮できるところが、大学の大学たるゆえんである」⁽¹¹⁾と述べて、大学の性格に応じた自主的なカリキュラムの必要性を説いている。

教育担当者について、高橋重臣氏は「レベルが高く熱意のある教員、それも非常勤講師ではなく、専任の教員でなければならない」⁽¹²⁾と述べている。良い教育をおこなうためには、ただ数の問題だけでなく質の良い教員の獲得が必要であることは当然であろう。

このほか、現行の図書館学教育の抜本的な改善を目標としているものとして「図書館学教育改善試案」⁽¹³⁾がある。これは、日本図書館協会教育部会図書館学教育基準委員会が、大学における図書館学教育の改善充実と司書職制度の確立を目的としてまとめたものである。この案の基本的な方向としては、図書館学科の拡充、司書課程の改善、司書資格の改善などを目標としている。⁽¹⁴⁾

司書職制度の確立が目的のひとつに取り上げられているのは、専門職としての制度の確立と図書館学教育の改善とが切り離すことのできない表裏の関係にあるとみているからであろう。

このほかにも、大学における図書館学教育のあり方をめぐって多くの議論がある。そこで「図書館学教育担当者名簿」の調査結果を分析することによって、図書館学教育の現状を明らかにし、今後のあり方を探る手がかりとしたい。

3 図書館学教育担当者名簿（昭和52年調査）の調査結果と分析

前に述べたように、わが国の図書館学教育の現状を明らかにしたものに「図書館学教育担当者名簿」がある。これは、日本図書館協会教育部会が全国の大学・短期大学の図書館学教育とその担当者の現状を調査してリストしたものである。

第1次の調査は「図書館学開講状況一覧表—昭和33年7月現在」として発表され、その後5年ごとに調査・作成されて今日に至っている。わが国における図書館学教育の現状を知ることができる唯一の資料である。今のところ一番新しい調査は、昭和52年におこなわれたもので、その後の様子については昭和57年に予定されている調査の結果を待たねばならない。⁽¹⁵⁾

そこで本稿は、昭和52年調査による図書館学教育担当者名簿⁽¹⁶⁾のうち、4年制大学（2部は除く）についての調査結果を取り上げ、現状の分析を試みたい。

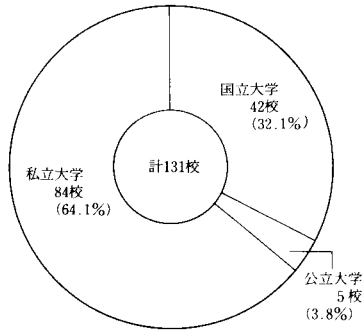


表1 設立種別
図書館学開講大学数

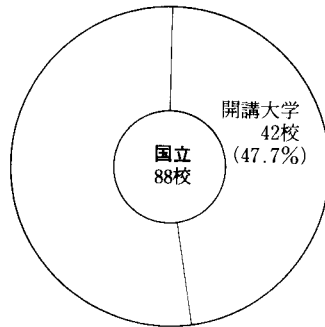


表2 設立種別
図書館学開講率

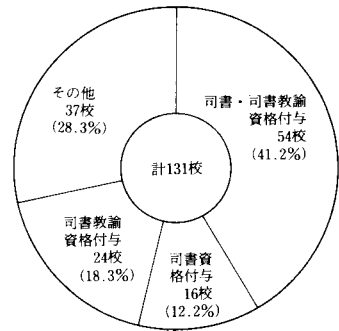


表3 教育の目的別大学数

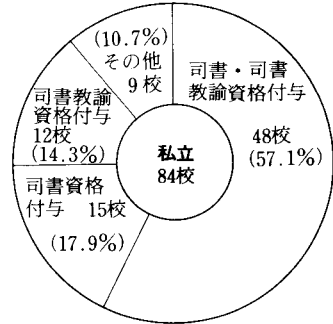
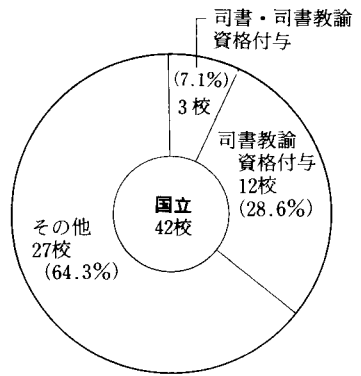


表4 設立種別
教育の目的別大学数

(1) 開講大学数および開講率

昭和52年度におけるわが国の大学数は431校⁽¹⁷⁾で、そのうち図書館学関係の講義を開講している大学は、131校である。設立種別の開講大学数は、国立42校、公立5校、私立84校となっている(表1)。これで見ると、私立は全体の約3分の2を占めており、図書館学教育における私立の役割は大きいことがわかる。

開講率では、国立47.7%、私立27.1%、公立15.2%の順になっている(表2)。国立の開講率は公・私立に比べて際立って高いのがわかる。

(2) 教育の目的

大学における図書館学教育の目的には、図書館法による司書資格付与、学校図書館法による司書教諭資格付与、その他教職課程の選択科目や一般教育科目としての開講などがある。

表3は、開講大学における教育の目的別の大学数を表わしている。これで見ると、司書および司書教諭資格付与54校、司書資格付与16校、司書教諭資格付与24校、その他37校となっている。図書館学は、開講大学のうち3分の2以上の大学で資格付与を目的として開講されているのがわかる。

表4は、設立種別に分けて、それぞれの教育の目的を表わしている。

国立の場合、司書および司書教諭資格付与3校、司書教諭資格付与12校、その他27校である。公立の場合、司書および司書教諭資格付与3校、司書資格付与1校、その他1校である。私立の場合、司書および司書教諭資格付与48校、司書資格付与15校、司書教諭資格付与12校、その他9校である。国立に比べて、公・私立の教育の目的には、司書や司書教諭などの資格付与をあげている大学が多くみられる。

なお、教育の目的を司書や司書教諭の資格付与とせず「その他」とした大学は、国立27校、公立1校、私立9校、計37校ある。これらの大学の教育の目的を回答原文のままあげると次のようになる。

まず、国立の場合「教職選択科目」と記入した大学6校、「教養」5校、「教職専門科目」4校、

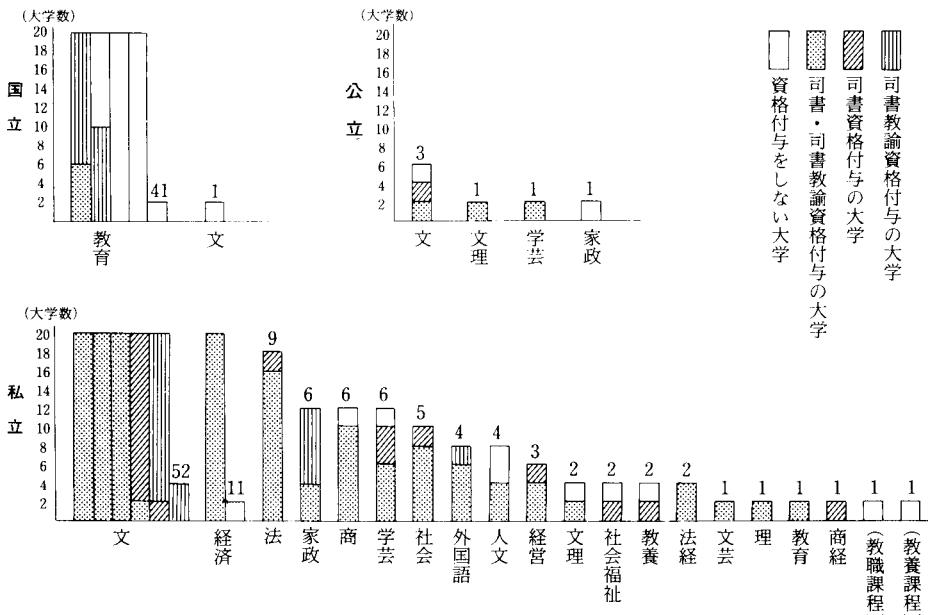


表5 設置学部

「教職教養」、「教職科目」、「教養専門」、「専門教育科目」、「司書教諭の仕事現場でやりやすいように」などと記入した大学が各1校ずつである。具体的に目的を記入していない大学が7校ある。

公立の場合1校であるが「教職選択」としている。

私立の場合「一般教養科目として」が2校、「教養」、「教養と研究」、「教職課程」、「教職専門選択」、「専門教育科目・関連科目」、「一部専門科目」などが各1校ずつである。目的を記入していない大学は1校である。

これをみると、国立の場合は教職の選択科目としての開講が多く、私立の場合はどちらかといえば一般教育科目としての開講が多いといえよう。

(3) 設置学部

これは、図書館学講座や司書課程などが設置されている学部について調査したものである。

表5は、教育の目的別にそれぞれの設置学部をあげている。これで見ると、教育の目的に関係なく国立では教育学部にほとんど集中しているのに対し、公・私立はさまざまな学部を設置されているのがわかる。国・公・私を通じていえることは、図書館学を専門とする学部・学科はほとんどないということである。学生は、自分の専攻学科はそれぞれ別にあって、それとは関係なく図書館学を選択して受講するのである。このことは、大学における図書館学教育の専門性が確立するに至っていない状態を表わしているといえないであろうか。

(4) 学部・学科の学生の受講可能

これは、図書館学を受講できる学生の学部や学科に制限が設けられているかどうかを調査したものである。

表6は、設置学科の学生のみ受講できる大学と他学科・学部学生も受講できる大学のそれぞれの

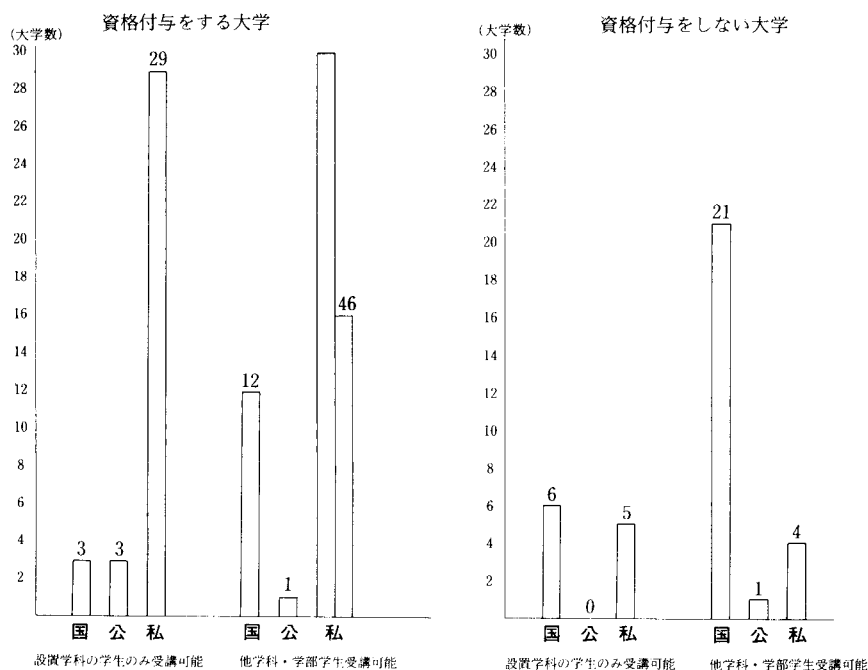


表6 学部・学科の学生の受講可能

数を、教育の目的別に表わしたものである。資格付与をする大学についてみると、設置学科の学生のみ受講できる大学は、国立3校、公立3校、私立29校、計35校で、他学科・学部学生も受講できる大学は、国立12校、公立1校、私立46校、計59校である。資格付与をしない大学についてみると、設置学科の学生のみ受講できる大学は、国立6校、私立5校、計11校で、他学科・学部学生も受講できる大学は、国立21校、公立1校、私立4校、計26校である。

これで見ると、教育の目的に関係なく他学科・学部学生も受講できる大学の方が多いことがわかる。これは、学生にとっては便利であるが、しかし、学科や学部に関係なく資格の取得ができるということに問題はないであろうか。

(5) 受講希望者の選択

これは、受講希望者を選択するかどうかの調査である。

表7は、受講希望学生の選択をする大学としない大学の数を、教育の目的別に表わしたものである。資格付与をする大学についてみると、選択をする大学9校、選択をしない大学83校である。資格付与をしない大学についてみると、選択をする大学1校、選択をしない大学36校である。選択をする大学はどれも私立に限られており、その他の大学は希望するものはすべて受け入れるようになっていることがわかる。選択をする場合の方法をみると、筆記試験3、面接3、成績1、その他3となっている。

(6) 受講開始学年

これは、図書館学講座や司書課程などの受講は何年次の学生から始められるのかを調査したものである。

表8は、受講開始学年別の大学数を、教育の目的別に表わしたものである。資格付与をする大学

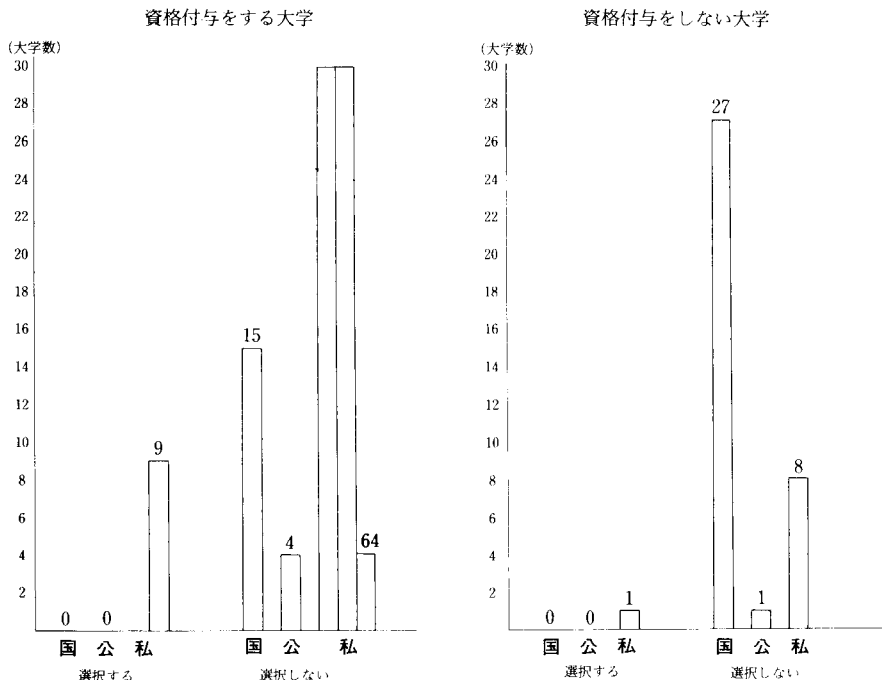


表7 受講希望者の選択

についてみると、1年次23校、2年次42校、3年次28校である。資格付与をしない大学についてみると、1年次4校、2年次13校、3年次17校、4年次3校である。

受講開始学年が遅い場合、専門科目とのかねあいもあり、必要単位を取得するのに無理をしなければならないこともある。したがって、余裕をもって単位を取得するためには、受講開始学年はなるべく早い方が良いのではないと思われる。

(7) 開講総単位数

これは、各大学における図書館学関係の開講総単位数について調査したものである。

表9は、開講単位数の多少によって資格を付与する大学を11群、付与しない大学を4群に分け、各群の大学数を設立種別に表わしたものである。資格付与をする大学についてみると、4単位開講の大学から70単位をこえる大学まであり、大学によってその差は大きい。18単位以下の大学は、いずれも司書教諭資格付与を目的としているが、このうち資格取得に必要な最低の8単位しか開講していない大学が21校(うち1校は9単位)ある。19単位をこえる大学のうち司書資格についてみると、司書講習に相当する19単位ぴったりの大学は2校しかなく大部分はそれを上回っている。資格付与をしない大学についてみると、さすがに開講総単位数は少なく、ほとんど7単位以下である。

表10は、教育の目的別に1大学当りの開講総単位数の平均を表わしたものである。司書および司書教諭資格付与の大学についてみると、国立34.7単位、公立29.3単位、私立35.1単位で、国・公・私平均は、34.8単位である。司書資格付与の大学についてみると、公立23.0単位、私立26.9単位で、公・私平均は、26.7単位である。司書教諭資格付与の大学についてみると、国立8.3単位、私立8.0単位で、国・私平均は、8.2単位である。資格付与をしない大学についてみると、国立3.5単位、

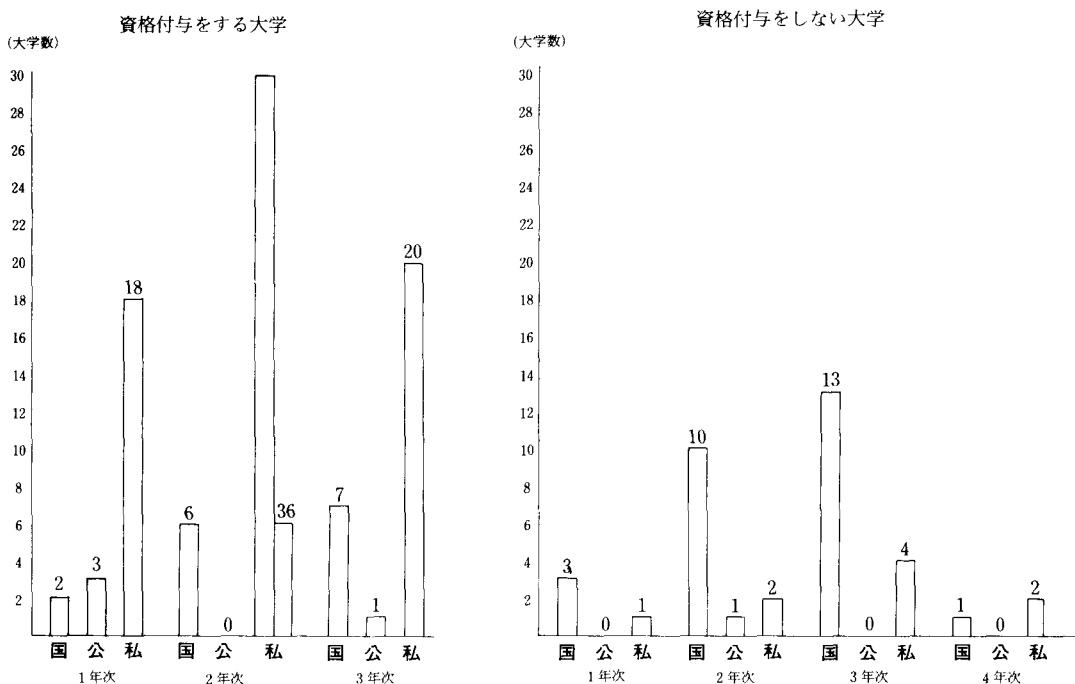


表8 受講開始学年 (資格付与をする大学のうち、私立に学部によって開始学年が異なる大学が1校あるのでグラフから除いた)

大学における図書館学教育の位置 (佐藤)

公立3.0単位、私立4.6単位で、国・公・私の平均は、3.7単位である。これで見ると、司書教諭資格付与の大学を除いて、私立の開講総単位数の平均は、国・公に比べて高いことがわかる。

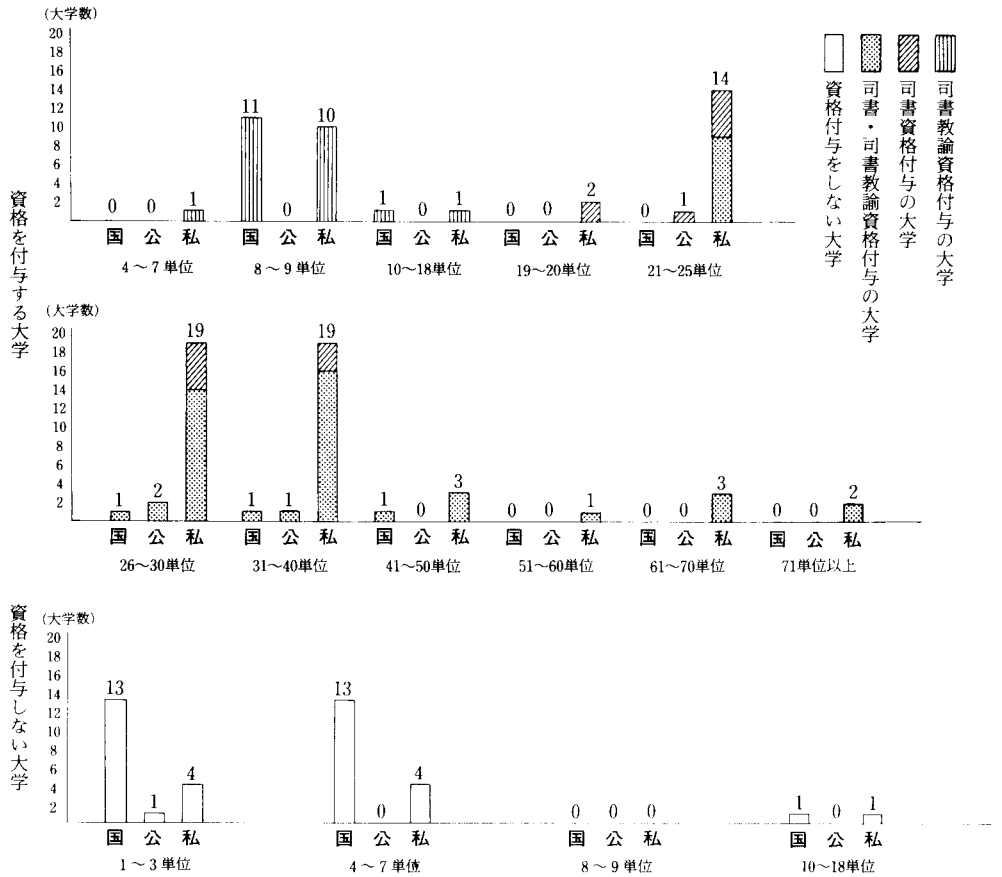


表9 開講総単位数

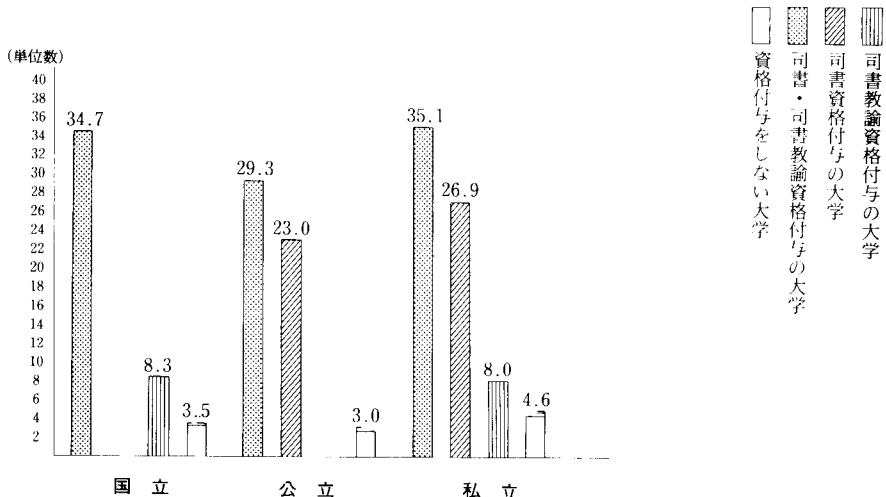


表10 1大学当りの開講総単位数の平均

(8) 担当教員

これは、図書館学担当教員について調査したものである。

表11は、担当教員のうち専任教員数別の大学数を、設立種別に表わしたものである。これで見ると、専任教員が1人もいない大学が、国立26校、公立1校、私立15校、計42校あり、そのうち11校は司書や司書教諭資格付与を教育の目的とする大学である。

表12は、専任教員を職名別にみたものである。国立についてみると、教授15名、助教授14名、講師3名である。公立についてみると、教授8名、

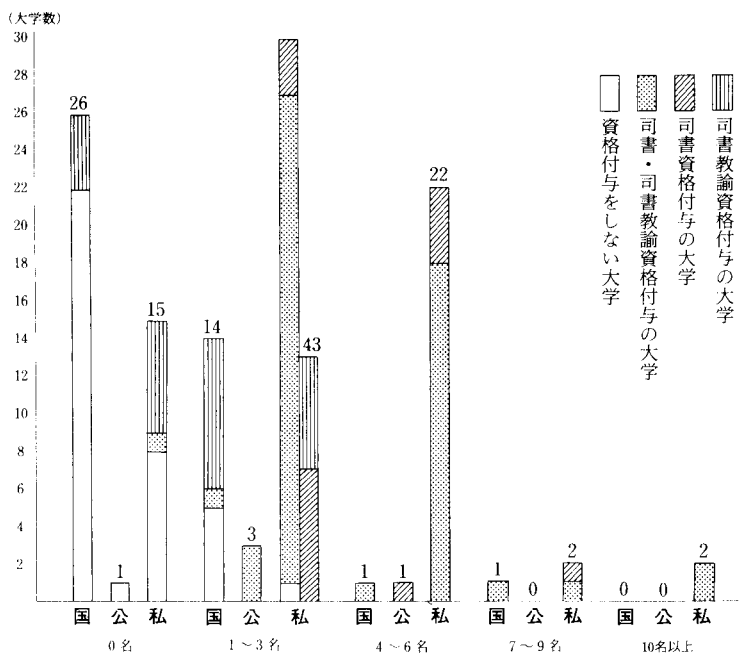


表11 専任教員数別大学数

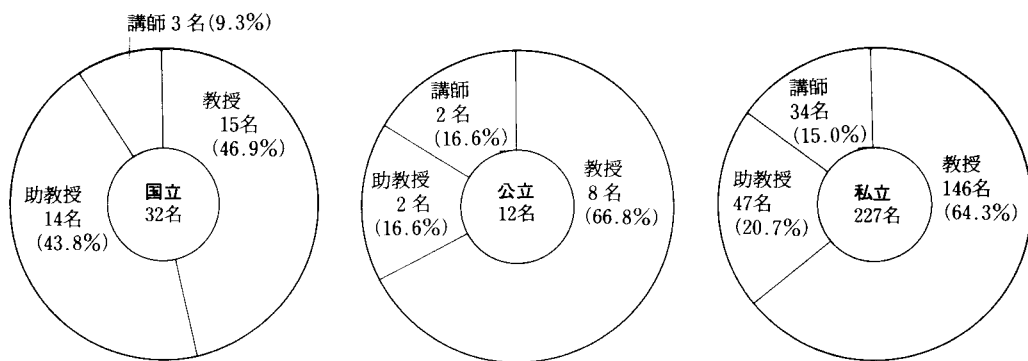


表12 職名別専任教員数

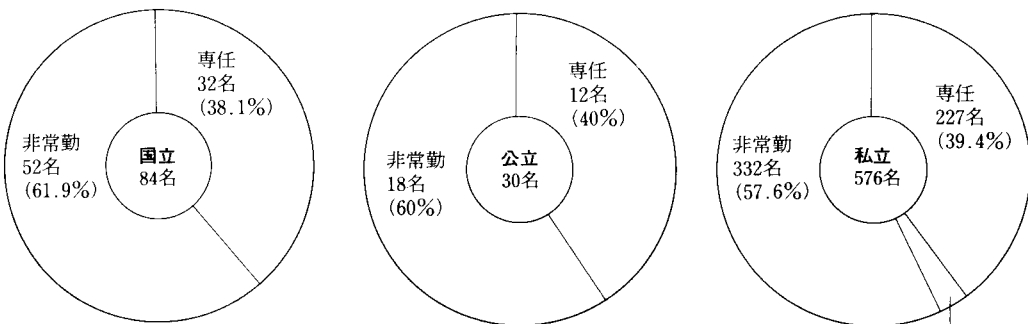


表13 専任・兼任・非常勤別図書館学担当教員

助教授2名、講師2名である。私立についてみると、教授146名、助教授47名、講師34名である。これで見ると、国立は教授と助教授の数がほぼ同じであるのに対し、公・私立は教授の占める割合が高いことがわかる。

表13は、担当教員のうち専任・兼任・非常勤別の人数を表わしたものである。国立についてみると、専任32名、非常勤52名である。公立についてみると、専任12名、非常勤18名である。私立についてみると、専任227名、兼任17名、非常勤332名である。これで見ると、設立種別を問わず非常勤の教員の占める割合が高いことがわかる。

(9) 資格取得者と就職の状況

これは、司書や司書教諭の資格取得者数と就職の状況を調査したものである。

表14は、それぞれの資格について資格取得者数とその資格を生かせる就職をした人数を表わしたものである。司書についてみると、資格取得者2,800名のうち、図書館・資料室などへの就職者数は143名で、全体の5.1%である。司書教諭についてみると、資格取得者2,330名のうち、司書教諭としての就職者数は69名で、全体の3.0%である。このことから、資格を取得した者のうち、その資格を生かせる就職をした者は非常に少ないことがわかる。

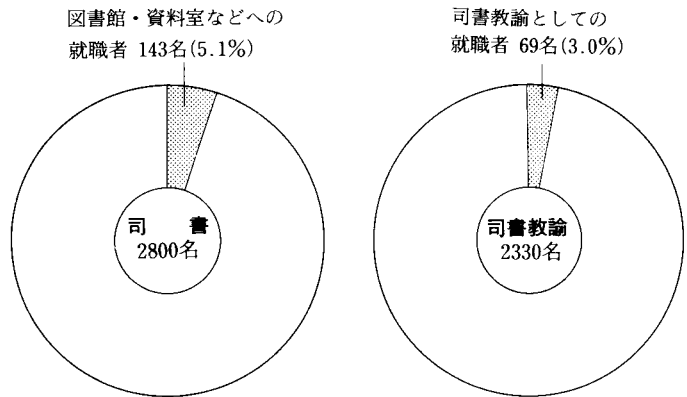


表14 資格取得者と就職の状況

4 大学における図書館学教育の問題点と今後のあり方

以上、大学において図書館学教育が、どのようにおこなわれているのか、その実施状況を明らかにしてきた。そこでこの調査結果をまとめて、現状における問題点や今後のあり方について、自分なりの考えを述べてみることにする。

まず、問題点としては次のような点が指摘される。

- (1) 図書館学教育の目的が、司書や司書教諭などの資格付与にかたよりすぎているのではないかと。
- (2) 図書館学教育は、おもに司書課程で行なわれており、図書館学を専門とする学部や学科を開設している大学はわずかしかない。
- (3) 司書や司書教諭などの資格付与をする大学で、開講単位が資格取得に必要な最低単位しか開講していない大学がある。
- (4) 図書館学担当教員のうち、非常勤の教員が多いのがめだつ。
- (5) 司書や司書教諭の資格の取得に制約を設けている大学は少なく、安易なものになりすぎている傾向がある。

(6) 司書や司書教諭資格取得者の就職状況はおもわしくない。

以上のような問題点をふまえて、図書館学教育のあり方について意見を述べてみたい。

大学における図書館学教育の目的は、大きく分けてふたつある。ひとつは、司書や司書教諭資格の付与であり、もうひとつは、教職課程や一般教育の選択科目としての開講である。そこでこのふたつを分けて別々に論じてみる。

はじめに、司書や司書教諭の資格付与を目的とする図書館学教育について考えてみる。最近のわが国の図書館の発展は、非常にめざましいものがある。⁽¹⁸⁾その発展は、たんに図書館の数が増えているというだけでなく、図書館のサービスの内容の向上にも現われている。このような図書館活動の重要な担い手である図書館員を養成するためには、大学において十分な教育の機会が与えられなければならない。しかしながら、図書館学を専門とする学科などを設けている大学は、わずか2校⁽¹⁹⁾しかなく、大部分の大学では図書館員の養成教育は司書課程でおこなわれているのが現状である。学生は、それぞれ自分の専攻学科に所属しながら、それとは別に設けられた司書課程で図書館学を受講するのである。したがって、司書課程における図書館学教育は、学生にとっては二次的なものとなり、どうしても受講できる科目や単位が制約されて十分な教育・研究の機会が与えられないのではないと思われる。また大学側も図書館学教育が専門学科でないために、開講科目や単位、担当教員についてその充実を図る努力が充分でない場合もあり、司書課程における図書館学教育の限界がみられる。したがって、これからの図書館員養成教育は、できるだけ図書館学を専門とする学部や学科でおこなわれるべきであると思う。

つぎに、司書や司書教諭の資格付与を目的としない図書館学教育について考えてみる。

図書館学関係の講義を開講している大学の3分の2以上は、司書や司書教諭の資格付与を教育の目的としている。しかし、これからの図書館学教育は、これらの資格付与を目的とするだけでなく、大学教育の基礎教育あるいは教養としての図書館学教育などを指向すべきではないだろうか。大学側に資格の取れない講座や課程をわざわざ開講する必要はないとする考え方があり、また学生側にも資格に関係のないものであればわざわざ受講することもないとする考え方もあるだろう。しかしながら、このような資格付与を目的とする講座・課程から脱皮したときに、はじめて大学における図書館学教育の位置が確立されるのではないと思われる。図書館学を大学で受講することによって生涯を通じて自分自身を啓発しつづけるための基礎が養われ、また図書館を生活の一部として利用する人々が増加すれば、このような教育は無意味とは思われない。つまり、大学における図書館学教育の目的を司書や司書教諭の資格付与に限定するのではなく、もっと広い視野にたってその位置づけが考えられるべきではないだろうか。⁽²⁰⁾

(昭和57年9月脱稿)

〔注〕

- (1) 図書館学教育担当者名簿—昭和52年調査 日本図書館協会 1978・7
- (2) 慶応義塾大学は、昭和26年文学部に図書館学科を開設している。
- (3) 図書館短期大学は、昭和39年4月に開学し昭和56年3月に閉学されるまでの17年間、わが国における唯一の図書館学を専門とする短期大学であった。
- (4) 東洋大学は、昭和34年社会学部応用社会学科に図書館学専攻を開設している。
- (5) 日本図書館協会教育部会が、全国の大学・短期大学の図書館学教育の現状を調査して、その結果をリストにしたものである。昭和33年から5年ごとに調査して作成している。
- (6) 図書館ハンドブッカー第4版 日本図書館協会 1977・3
- (7) 武居権内 日本図書館学史序説 早川図書 1976・10
- (8) 図書館法施行規則の第4条と第5条に、司書と司書補の講習における科目と単位について規定している。

大学における図書館学教育の位置（佐藤）

- (9) このことについては、つぎの論文で触れており参考とした。
小倉親雄 大学における図書館学教育—日本の現状とその在り方：図書館雑誌 Vol.56, No.7 [’62・7] p. 313～316
高橋重臣 図書館学教育の改善：図書館界 Vol.21, No.6 [’70・3] p. 215～222
- (10) 小倉親雄 同上
- (11) 上田 格 図書館員養成制度のあり方—主としてその発展過程について：図書館界 Vol.21, No.6 [’70・3] p. 208～214
- (12) 高橋重臣 同上
- (13) 日本図書館協会教育部図書館学教育基準委員会 図書館学教育改善試案：図書館雑誌 Vol. 66, No.6 [’72・6] p. 30～34
- (14) 室伏 武 図書館学教育の改善方策について：図書館雑誌 Vol. 66, No.2 [’72・2] p. 34
- (15) 日本図書館協会は、昭和57年5月に「図書館年鑑1982」を刊行した。そのなかに、図書館年鑑編集委員会が昭和56年度現在で図書館学教育を開講している大学について調査した図書館学開講大学一覧がある。しかしこれは、図書館学教育担当者名簿に比べると、調査項目が少ないため今回は取り扱わなかった。近いうちに昭和57年調査の図書館学教育担当者名簿が刊行されると思われるので、それをまっけて現状の把握と分析をおこなうことにしたい。
- (16) 図書館学教育担当者名簿—昭和52年調査 同上
- (17) 昭和52年度全国大学一覧 文教協会 1977
- (18) 図書館白書1980—戦後公共図書館の歩み 日本図書館協会 1980・4
- (19) 4年制大学として図書館学科を開設しているのは、慶応義塾大学だけであり、ほかに図書館学専攻を設けている東洋大学がある。なお、図書館情報大学はこの調査の時点ではまだ開設されていない。
- (20) 大学において取得できる資格としては、今回の司書・司書教諭以外に「教育職員免許状」・「学芸員となる資格」などがある。とくに、博物館学講座（課程）は、図書館学講座（課程）と類似した現状と問題点をかかえているように見受けられる。
- これについては、橘昌信氏が次の論文で触れており参考とした。
- 橘 昌信 博物館学講座（課程）の現状と問題 別府大学博物館研究報告 No.2 1978
大学における博物館学講座（課程）の位置：同上 No.3 1979
博物館学講座の現状と問題（その2）：同上 No.6 1982